

第 51 回広島県建設工事紛争審査会総会 議事録

- 1 日 時 令和 8 年 1 月 19 日 (月) 14 : 00 ~ 16 : 05
- 2 場 所 広島市中区基町 10 番 52 号
広島県庁北館 第 1 会議室
- 3 出席委員 佐々木 (和) 委員 (会長)、佐々木 (正) 委員、谷脇委員、
風呂橋委員、森友委員、近藤委員、宮地委員、中原委員、鷹廣委員、
倉田委員、高田委員、柴田委員、宮崎委員、井上特別委員、
上野特別委員、宮本特別委員
- 4 議 題
(1) 紛争処理状況の報告
(2) 広島県建設工事紛争審査会公印管理規程の新設及び
広島県建設工事紛争審査会規程の一部改正について
(3) 審理状況の報告
- 5 担当部署 広島県土木建築局土木建築総務課法務グループ
TEL(082)513-3813 (ダイヤルイン)

6 会議内容

《開会》

- 司会 ただ今から、第 51 回広島県建設工事紛争審査会総会を開催いたします。
私は、本日司会を務めさせていただきます広島県の土木建築総務課の檜山と
申します。よろしく願いいたします。
それでは、開会に当たりまして、藤田土木建築局長から御挨拶を申し上げます。
- 藤田局長 広島県 土木建築局長の藤田でございます。
第 51 回広島県建設工事紛争審査会総会の開催に当たりまして、一言御
挨拶を申し上げます。
本日は、佐々木会長をはじめ、委員の皆様方には、大変お忙しい中、
御出席いただきまして、誠にありがとうございます。
また、皆様方には、日頃から建設工事に係る紛争の解決のために御尽
力を賜り、心からお礼を申し上げます。

この建設工事紛争審査会は、御承知のとおり、建設業法の規定により、建設工事の請負契約に関する紛争の解決を図ることを目的に、国土交通省と各都道府県に設置されているものでございます。

本県の紛争審査会では、平成元年度以降、現在まで140件の事件を取り扱っておりまして、今年度もこれまでに5件の申請がございました。

中央審査会を含む、全国の審査会で見ますと、昨年度は、中央審査会で32件、都道府県審査会で77件、合計で109件の申請があり、近年は減少傾向となっているところでございます。

また、令和6年6月に成立しました改正建設業法が、令和7年12月に全面施行され、労働者の処遇改善や資材高騰に伴う労務費へのしわ寄せ防止等の対策が行われているものの、当審査会事務局に対する建築紛争や手続利用に関する相談は、依然として多く寄せられている状況でございます。

当審査会への申請に至る事案につきましては、裁判外の紛争解決機関の大きな特徴である、簡便で早期解決が図られるという利点がある一方で、裁判制度と異なり、当事者の口頭による主張や任意提出の資料によって、審理を進めていただくこととなるため、委員の皆様には、御苦勞をおかけする場面もあるのではないかと考えております。

委員の皆様方には、引き続き、広島県建設工事紛争審査会の運営に対する、御指導、御協力をお願い申し上げまして、簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願ひいたします。

○司会 ありがとうございます。続きまして、佐々木会長から御挨拶をいただきます。

○佐々木会長 佐々木でございます。よろしくお願いいたします。

本日は、ご多忙にもかかわらず、委員の皆様方には第51回広島県建設工事紛争審査会総会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

この会議は、委員の皆様に取り組んでいただきました紛争事件について情報交換を行うとともに、今後の審査を効率的・効果的に進めていく上で必要な研究等を行い、当審査会の一層の充実を図るものでございます。

詳細は後ほど、担当委員から御説明いただきますが、前回の総会から本日に至るまで、計5件の事件について審理を開催しました。事件を担当された委員の皆様には、紛争の解決のため御尽力をいただき、この場を借りてお礼を申し上げます。

さて、本日は、議事終了後に、国土交通省中国地方整備局建政部、建設業契約適正推進官の中田様より元請下請間の適正な契約手続・施工体制について御講演をいただくこととしております。

皆様、お忙しい中ではありますが、貴重な機会ですので、どうかお時

間の許す限り、情報交換をしていただき、今後の紛争解決の参考となる会議となりますようお願いいたしまして、開会のあいさつとさせていただきます。

○司会 ありがとうございます。

それでは、皆様の机前にお配りしました資料の確認をお願いします。資料といたしまして、

- 総会の次第と配席表を綴じたもの
- 当審査会の委員名簿
- 「紛争処理状況の報告」と題する資料
- 「広島県建設工事紛争審査会公印管理規程の新設及び
広島県建設工事紛争審査会規程の一部改正について」と題する資料
- 「審理状況の報告 別添資料一覧」と記載された一覧表と別添資料を綴じたもの
- 当審査会及び審査会委員に関する関係法令の抜粋
- 講演資料として「建設業の法令遵守に向けて」と題する資料

以上、7種類でございます。

過不足がありましたら、挙手にてお知らせください。

次に、前回の総会以降、委員の方々に、人事異動がございましたので、改めて、事務局からお一人ずつ、委員の紹介をさせていただきます。

お手元にお配りしております委員名簿を、あわせてご覧ください。

まず、当審査会会長の佐々木和宏委員、

続いて、佐々木正治委員

続いて、谷脇裕子委員、

続いて、風呂橋誠委員、

続いて、森友隆成委員、

続いて、近藤いずみ委員、

続いて、宮地正人委員、

続いて、中原良子委員、

続いて、鷹廣純委員、

続いて、倉田まゆみ委員、

続いて、高田由美委員、

続いて、令和7年9月28日付けで、新たに委員に御就任いただきました、柴田直美委員、

同じく、令和7年9月28日付けで、新たに委員に御就任いただきました、宮崎昌二委員、

続いて、井上徳宣特別委員、

続いて、上野浩司特別委員、

続いて、宮本通孝特別委員。

橋本明美委員、杉田洋委員、平田峰夫特別委員におかれましては、

本日は御都合により御欠席です。

最後に、退任された委員でございます。

令和7年9月27日をもちまして、建築分野の林康文委員、野口美保委員が御退任されました。

委員、特別委員の皆様には、今後とも、紛争処理の解決に向けまして、お力添えをよろしくお願いいたします。

事務局からのご案内は、以上でございます。

ここで、藤田局長は、所用により、退席をさせていただきます。

○司会 それではここからの議事の進行は、佐々木会長、よろしくお願いいたします。

〈議題（1） 紛争処理状況の報告について〉

○佐々木会長 それでは、ここからは、私が議長として進行を務めさせていただきます。

まず、本日の総会には、16名の委員、特別委員の皆様にご出席いただき、委員定数の過半数を満たしておりますので、建設業法第25条の6第2項の規定により、本会議は成立しております。

それでは、これより議事に入ります。

本日の議事は、「紛争処理状況の報告」、「広島県建設工事紛争審査会公印管理規程の新設及び広島県建設工事紛争審査会規程の一部改正について」、「審理状況の報告」の3件でございます。

また、議事終了後、講演を開催する予定となっております。

それでは、最初の議事「紛争処理状況の報告」について、事務局から報告をお願いします。

○事務局 紛争処理の概要について説明します。

お手元にお配りしております『紛争処理状況の報告』と題する資料の表紙をめくっていただきまして2ページ目をご覧ください。

当審査会における審査件数につきましては、1にありますとおり、昭和47年に統計を取り始めて以来、合計196件となっております。

あっせん・調停・仲裁の区分の内訳は、2の表のとおりでございまして、調停が144件と最も多く申請されております。

今年度は、表の下の部分に網掛けをしておりますが、現時点で、調停4件、仲裁1件の計5件の申請がありました。そのうち、調停3件と仲裁1件が係属中でございます。

続きまして、グラフの下にあります「3 事件結果区分内訳」でございます。申請のあった196件のうち、約半数の96件が解決に至っております。

解決事件96件のうち、36件は仲裁事件でございます。そのため、残りの60件が、調停またはあっせんで解決した事件ということになります。最終している調停とあっせんの申請件数は、156件ですので、このうちの60件、

約 38%が、当事者間の和解合意により解決しているということになります。

続きまして3ページをご覧ください。「4 申請人の内訳」をご覧ください。注文者からの申請が104件とやや多くなっているところがございます。

続いて「5 請負人の内訳」でございます。区分にあります「許可業者」というのは、建設業法に基づく建設業許可を指しております。当審査会で取り扱う事件の請負人のうち、7割が、広島県知事許可業者となっております。

次に「6 工事種類別内訳」でございます。

公共・民間の別でいいますと、民間工事が約9割、工事内容では、建築工事が8割を占めておりまして、近年この傾向が続いております。

最後に「7 紛争相談件数」でございます。こちらは事務局にあった相談件数でございます。今年度はこれまで14件となっております。今年度申請があった事件についても、代理人が就いておられない申請人は、事前に事務局に相談がございました。事務局からの報告は以上でございます。

○佐々木会長 ありがとうございます。ただいまの説明につきまして、質問はございますか。

(質疑なし)

《議題(2) 広島県建設工事紛争審査会公印管理規程の新設及び広島県建設工事紛争審査会規程の一部改正について》

○佐々木会長 それでは、次の議事である「広島県建設工事紛争審査会公印管理規程の新設及び広島県建設工事紛争審査会規程の一部改正について」に移ります。このことについて、事務局から提案をお願いします。

○事務局 「広島県建設工事紛争審査会公印管理規程の新設及び広島県建設工事紛争審査会規程の一部改正について」と標題があります資料をご覧ください。

まず、この公印管理規程の新設と審査会規程の改正を議事に挙げさせていただいた経緯について説明いたします。

現在、審査会に関する公印として、「審査会印」と「会長印」の2種類がございます。「審査会印」は、主に仲裁手続きにおいて、仲裁判断書を作成する際に使用しております。「会長印」は、主に事件を担当する委員を指名した際の当事者らへの通知や、委員を指名していない場合の打切り通知等に使用しております。

この2つの公印については、広島県建設工事紛争審査会規程において、寸法と印字される文字を規定していますが、管理の方法等については定めがない状況です。

こうした状況で、広島県監査委員による令和7年度の監査において、「公印押印に係る取扱い」が重点監査項目とされ、全庁的に、公印を適正に管理するための規定を整備するよう改善を求められました。

これを受けまして、当審査会の2つの公印の管理の方法等について定めるため、公印管理規程の新設を提案させていただくこととしました。

また、事件の書証に押印している収受印がありまして、こちらについても、併せて規定をするため、審査会規程の改正を提案させていただくこととしました。

別紙1をご覧ください。公印管理規程の新設についてでございます。

県印や知事印について規定している広島県公印規程を参考に作成しております。要点を絞ってご説明いたします。

まず、第1条の趣旨でございます。建設工事紛争審査会における公印の管理等に関しては、別に定めるもののほか、この規程の定めるところによる、としています。この「別に定めるもの」は、広島県の物品の管理について定める他の規則等を想定しております。

次に、第2条の公印の登録でございます。公印は、すべて公印台帳に登録するものとし、事務局を務める土木建築総務課法務監理担当監が、別記様式第1号により登録します。

次に、第5条の公印の保管でございます。押印の必要がある場合を除き、土木建築総務課の金庫において保管し、法務監理担当監がその責に任ずるものとしします。

次に、第7条の公印の事故でございます。公印の紛失等があった場合には、法務監理担当監は、直ちに会長に報告するものとしします。会長に報告後は、広島県の公印の取扱いに準じて、県報に登載する方法により公印の失効を公告します。

最後に、第9条の公印の使用でございます。文書に公印を押印するときは、法務監理担当監に提示し、審査を受け、適正と認めるものに押印することとしします。また、第3項にありますように、公印を使用した場合は、別記様式第2号による公印使用簿により、押印日、押印者、部数等を管理することとしします。

附則ですが、本日御議決をいただければ、本日から施行とし、現在使用している公印は、この手続を経た公印とみなすこととしします。

次に、広島県建設工事紛争審査会規程の一部改正についてでございます。別紙2-1、別紙2-2をご覧ください。

別紙2-1が現行の規程となっております。第1条の趣旨から第9条の公印まで定めがございます。今回の一部改正において、収受印の定めを入れるため、第9条を改正し、新たに第10条を追加したいと考えております。

別紙2-2が新旧対照表でございます。

第9条につきまして、改正前は、「審査会及び会長の公印は、次のとおりとする」としてありますが、改正後は、「審査会及び会長の公印は、別記様式第一号のとおりとする」としてあります。そして、「前項の公印の管理に必要な事項については、別に定める」という第2項を追加しております。

第10条につきましては、文書の収受について定めるため「あっせん事件、調停事件及び仲裁事件に関する文書を収受したときは、当該文書に別記様式

第二号に定める文書收受印を押印の上、当該事件の事件番号を記入するものとする」としています。

事務局からの提案は以上でございます。

○佐々木会長 ありがとうございます。ただいまの提案について、質問はございますか。

(質疑なし)

○佐々木会長 それでは、皆様にお諮りいたします。広島県工事紛争審査会公印管理規程の新設及び広島県建設工事紛争審査会規程の一部改正について、提案の内容で皆様よろしいでしょうか。

(異議なし)

○佐々木会長 ありがとうございます。異議なしということで、全会一致で可決とします。以後、この規程により、公印の管理等を行っていくこととしたいと思います。

《議題（３） 審理状況の報告について》

※非公開により内容は省略

《講演》

○司会 それでは、皆様お揃いですので、これから講演に入ります。

本日は、国土交通省 中国地方整備局 建政部 建設業契約適正推進官の中田様に講師をお願いいたしまして、「建設業の法令遵守に向けて」と題し、元請下請間の適正な契約手続・施工体制等について、御講演をいただきます。

それでは、中田様よろしくをお願いいたします。

○講師 (講演)

○司会 ありがとうございます。ただいまの御講演につきまして、質問等はございますか。

(質問なし)

ないようですので、以上で講演会を終了いたします。中田様、本日は大変有意義なご講演をいただき誠にありがとうございました。

皆様、今一度大きな拍手をお願いします。

それでは、以上をもちまして、建設工事紛争審査会総会を終了いたします。

本日は長時間にわたり、ありがとうございました。

7 会議の資料名

- (1) 第51回広島県建設工事紛争審査会総会次第
- (2) 第51回広島県建設工事紛争審査会総会出席者名簿
- (3) 配席表
- (4) 委員名簿紛争処理状況の報告
- (5) 紛争処理状況の報告
- (6) 広島県建設工事紛争審査会公印管理規程の新設及び
広島県建設工事紛争審査会規程の一部改正について
- (7) 審査会及び審査会委員に関する関係法令の抜粋